

未利用果樹の伐採による有害鳥獣対策への支援制度について

近年、人が利用(収穫)しなくなった柿や栗などの果樹(未利用果樹)が全国的に増加しており、それらを食べるためにクマやサルなどの鳥獣が集落内や住宅の庭先まで出没するなど大きな問題となっています。

未利用果樹を放置し続けることで、鳥獣を人の生活圏に呼び寄せる大きな原因となってしまうことから、市では市民の方が市内の未利用果樹の伐採を行う場合に下記の内容の支援を行っています。

未利用果樹等伐採事業（野生獣被害対策事業補助金）

鳥獣が出没しにくい集落環境整備のために、鳥獣を誘引する利用されていない樹木(以下「※特定誘引木」)の伐採を行った方に対し、予算の範囲内において伐採費用の一部を補助する制度です。

※特定誘引木
未利用果樹等伐採事業実施要領に基づく樹木

《補助対象者》

- ①市の集落環境診断の実施実績があり、その結果に基づいた被害対策計画を作成している行政区（計画作成地区）
- ②市内に住所を有し、特定誘引木を所有または管理する個人

《補助率等》

- ①計画作成地区 補助対象経費の1/2以内
上限額20万円
- ②個人
ア 伐採を業者等に委託する場合、補助対象経費の1/2以内 上限額2万円
イ 自ら伐採する場合、特定誘引木1本につき1,500円 上限額9,000円

《留意事項》

- ①**必ず伐採前に申請を行ってください。**
- ②伐採を行おうとする日の1か月前までに申請してください。
- ③同一年度内に複数の交付申請はできません。
- ④特定誘引木の枯死を前提としない場合は対象外です。
- ⑤果樹園など果樹が連続的に多数存在する場合で、その一部のみを伐採する場合は対象外です。
- ⑥伐採後の土地に新たな特定誘引木を植えることはできません。

《申請方法》

申請書類（申請書・事業実施計画書・その他）を提出してください。

《補助対象経費》

- ①計画作成地区が実施する場合は、特定誘引木の伐採に要する経費(運搬委託料含む業務委託料、自ら伐採する場合は、機械等賃借料燃料費、伐採した樹木の処分費等)とする。
- ②個人が実施する場合は、特定誘引木の伐採に要する経費(運搬委託料含む業務委託料)、自ら伐採する場合は特定誘引木1本の伐採につき定額を交付する。

《遵守事項》

- ①補助対象者は本事業により伐採する樹木が萌芽等により再成長しないよう維持管理し、補助金の目的に従って効果的な伐採を行うこと。
- ②補助対象者は鳥獣被害防止に必要な対策(農地および集落周辺の刈り払い、誘引物の除去ならびに追い払い等)を積極的に実施し、継続的な鳥獣被害対策を行うこと。



〈支援制度に関する相談・お問合せ・申請等〉

喜多方市 市民生活課 有害鳥獣対策室

〒 966-8601 福島県喜多方市字御清水東7244-2

☎ 0241-24-5261